

美祢市告示第 102 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

美祢市長 篠田 洋司

1 指定公金事務取扱者

名称	所在地
株式会社 N T T ドコモ・フィナンシャルグループ	東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1

2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入

森林環境税を含む市民税及び県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、保育料、市営住宅使用料、学校給食費

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 8 年 7 月 1 日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和 8 年 7 月 1 日